

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年3月1日（平成28年（行個）諮問第37号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行個）答申第85号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の休業補償給付請求に係る不支給決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年11月17日付け神個開第27-331号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

法14条2号，3号イ，7号によりそれぞれマスクング処理により不開示とされた箇所については、業務により精神障害等の被害をうけた立場と理由により、全部開示すべきである。

##### （2）意見書

私個人としては、諮問庁の理由説明書の考え方に疑問や不服があります。

理由は、原処分において不開示とした部分のうち、一部を新たに開示するとありますが、現状では、たとえ一部を新たに開示されたとしても、特定労働基準監督署の署長及び調査を担当した特定職員名に対して、本当に適正に実地調査がなされたのか、強い不信感があり、なので全開示でなければ困ります。

また、現状での部分開示に至っては、何が何だか全然こちら側では判読ができず、何の理解も判断も提出された部分開示資料からは読み取ることができないからであります。諮問庁はしきりに私からみて加害者側である企業やスタッフ関係者の権利ばかりの擁護を唱えますが、被害者である私には、到底納得できるものではありません。

誰のおかげで鬱病を発病し、精神障害者になり、28年半も勤続した会社を辞めざるを得なかったのか。その後の生活は困窮し、妻や子供の養育や教育まで多大な影響を与えているのか考慮してみてください。

私は下記によって鬱病を発症し、それが原因で今でも苦しんでいます。

ア 企業で上司からパワハラを受けたこと

イ 企業で上司から長期において長時間にわたるサービス残業を強要されたこと

ウ 先輩や同僚からいじめ、嫌がらせを受けたこと

エ 上司や先輩から暴行を受けたこと

オ 上司からしつこく退職を強要されたこと

それら全ては犯罪ではないかと私は考えています。

日本の行政は私からみて加害者ばかりをなぜ助けるのでしょうか。

被害者の権利は守られないのでしょうか。

また、特定労働基準監督署の署長及び担当者の特定職員名の調査は皆さんではないかどうか、私には知る権利があると思います。

ここで得られた情報を悪用することは絶対にありません。ただただ、行われた調査内容の真実が知りたいだけです。

その権利も被害者である私にはあると思います。

私個人としては、ここで行われた調査内容が仮にずさんだった場合には、一体誰が責任を取って頂けるものか知りたいものです。

それとも訴訟を起こさないと、日本の行政は真実を教えてくれないのでしょうか。

何も私からみて加害者である企業やスタッフ関係者の権利ばかりを擁護するのではなく、どうか被害者に正義の光を当ててください。

何も後ろめたいことがなければできるだけです。

最後に、どうか全開示して頂けますよう、情報公開・個人情報審査会の方々のご配慮を賜れば幸いです。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成27年10月2日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署が、私の休業補償給付請求に係る不支給決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成27年11月17日付け神個開第27-331号により原処分を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、平成27年12月1日付け(同月2日受付)で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、開示理由として新たに、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署が、審査請求人の休業補償給付請求に係る不支給決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切である。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号の2、8の①、9の①、10の①、11の①、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、19の①、22の①、27の①、28の①、32の①、33の①、34の①、36の②、37、38の①及び39の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号の1の②、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、38の②及び40の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号19の②、20、21、2

2の②，24の①，25，26の①，27の②，28の②，32の②，33の②，34の②，35の①及び36の①の不開示部分は，特定事業場等の印影である。印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり，かつ，これにふさわしい形状のものであることから，これらの情報が開示された場合には，偽造により悪用されるおそれがある等，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち，文書番号1の①，24の②，26の②，28の③，30，31，35の②，36の②及び40の②の不開示部分は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため，仮にこれらの情報が開示された場合には，当該事業場が，当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号1の②，8の②，9の②，10の②，11の②，12の②，13の②，14の②，15の②，16の②，17の②，38の②及び40の①の不開示部分は，労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり，請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には，請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは，上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて，これらの情報を開示するとした場合，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し，労災請求人側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって，これらの情報は，開示することにより，労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり，本件対象保有個人情報については，原処分の一部を変更

し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年4月5日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年6月29日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年8月31日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の休業補償給付請求に係る不支給決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号40に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の6欄に掲げる部分）について

###### ア 通番3及び通番53について

当該部分は、医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該医師の署名については、原処分において開示しており、また、当該医師の印影については、審査請求人が提出した休業補償請求書に押印されているものと同じの印影と認められる。そのため、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号

ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 通番 25, 通番 31, 通番 40 及び通番 41 について

通番 25 は、審査請求人がかつて特定事業場に勤務していた際に所属していたグループの労働者数であり、通番 31 は、審査請求人がかつて特定事業場に勤務していた際の役員の役職及び氏名であり、通番 40 及び通番 41 は、審査請求人がかつて特定事業場に勤務していた際に所属していたグループ名及びそのグループが所属する部門名並びに審査請求人が所属していたグループの職員氏名及び審査請求人の直属の上司の氏名であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であり、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法 14 条 2 号該当性について

(ア) 通番 4, 通番 6, 通番 8, 通番 10, 通番 12, 通番 14, 通番 16, 通番 18, 通番 20 及び通番 22 については、いずれも特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された被聴取者の氏名、役職、住所及び生年月日であり、通番 24 は、資料を特定労働基準監督署に提出した特定事業場の担当者の職氏名及びメールアドレスであり、通番 35, 通番 37, 通番 42 及び通番 44 は、審査請求人以外の第三者の氏名、署名又は印影である。

当該部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 28 及び通番 56 は、医師の印影であり、通番 46 及び通番 54 は、審査請求人以外の第三者の署名又は印影であり、それぞれ法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ

及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 通番1, 通番25(印影を除く。)及び通番58は、特定事業場の労働者数であり、通番31, 通番34, 通番40(印影を除く。)及び通番41(印影を除く。)は、特定事業場の組織図やその連絡先、各組織でのパート労働者の人数等であり、通番39は、審査請求人の考課履歴であり、通番49は、勤務管理システムのアドレス番号である。

当該部分は、一般に公にされていない特定事業場の業務内容に関する内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これが開示されると人材確保の面等について特定事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番25(印影部分), 通番26, 通番27, 通番29, 通番30, 通番32, 通番33, 通番36, 通番38, 通番40(印影部分), 通番41(印影部分), 通番43, 通番45, 通番47, 通番48及び通番50は、特定事業場の印影又は労働組合の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状をしているものと認められ、これらを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることと認められることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び3号イ該当性について

(ア) 通番51は、審査請求人以外の第三者の氏名及び特定事業場がそこで勤務する労働者ごとに規定した社員番号であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番52は、審査請求人の人事考課の記録に関する部分である。

当該部分は、審査請求人が知り得ない人事管理情報であり、こ

れが開示されると、一般に公にしていなない特定事業場での人事評価の方法や人員配置の運営の方法など労務管理の詳細が明らかになり、特定事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2及び通番57について

a 通番2のうち、5頁ないし10頁、13頁及び16頁ないし18頁の「調査結果」欄の職氏名の記載部分は、特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の個人に関する記載であり、それぞれ被聴取者ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番2のうち24頁の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄は、特定事業場の関係者の氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

また、聴取実施者であることを示す○印を付記されていない者の氏名についても、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。



- c その余の部分については、審査請求人以外の第三者から聴取した内容、特定労働基準監督署の担当官に対して提出した審査請求人以外の第三者の意見であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番55について

- a 当該部分のうち、審査請求人以外の第三者の氏名に関する部分については、特定事業場の産業医が聴取した審査請求人以外の個人に関する記載であり、それぞれ被聴取者ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b その余の部分については、特定事業場の産業医が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容、特定事業場の労務管理に関する情報、産業医の判断内容などの特定事業場の内部管理情報である。

当該文書は、特定事業場が、特定労働基準監督署の担当官に対して提出したものであり、こうした内部管理情報を開示すると事業場の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 通番5，通番7，通番9，通番11，通番13，通番15，通番17，通番19，通番21及び通番23について

a 通番5, 通番7, 通番11, 通番15及び通番17のうち, 被聴取者の署名及び印影の部分については, 法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また, 当該部分は個人識別部分であり, 法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 同条7号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

b 通番11, 通番15及び通番17のうち, 聴取場所の部分については, 被聴取者の氏名と一体として, 法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また, 法15条2項による部分開示について検討すると, 当該部分を開示すると, 当該被聴取者を推認し得る可能性があることから, 当該被聴取者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので部分開示できない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 同条7号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

c その他の部分については, 特定労働基準監督署の担当官が審査請求人以外の個人から聴取した内容又は労働基準監督署の担当官の求めに応じて, 審査請求人以外の第三者から提出された資料であり, 上記(ア)cと同様の理由により, 法14条7号柱書きに該当し, 同条2号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は, その他種々主張するが, いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 審査請求人は, 特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として, 神奈川労働者災害補償保険審査官に対し, 労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており, 原処分後に, 上記労災保険給付に係る審査請求事件について, 神奈川労働者災害補償保険審査官による決定がなされ, 審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており, また, その後, 審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ, 審査請求人に対し

て、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書、事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号	2 対象文書名	3 通番	4 原処分において不開示とされている部分	5 不開示情報 (法14条該当号)			6 開示すべき部分
				2 号	3 号イ	7 号 柱書き	
1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	1	①1頁「労働者数」欄の記載, 16頁「認定事実」欄2行目32文字目及び33文字目並びに21頁65行目42文字目及び43文字目		○		
		2	②2頁「事案の概要(認定した事実)」欄8行目29文字目ないし9行目20文字目及び14行目5文字目ないし15行目40文字目, 3頁「具体的出来事」欄2段目11行目30文字目ないし13行目7文字目, 5頁「調査結果」欄1行目ないし5行目, 15行目ないし19行目及び26行目ないし最終行, 6頁「調査結果」欄4行目及び5行目, 9行目ないし11行目, 7頁「調査結果」欄1行目ないし最終行, 8頁「調査結果」欄1行目ないし最終行, 9頁「調査結果」欄1行目ないし最終行, 10頁「調査結果」欄1行目ないし最終行, 「認定事実」欄5行目32文字目ないし6行目最終文字,	○		○	

		<p>1 1 頁「具体的出来事」欄  1 段目 1 0 行目 2 2 文字目  ないし 1 2 行目 2 4 文字  目, 1 3 頁「調査結果」欄  1 行目ないし最終行, 「認  定事実」欄 3 行目 1 7 文字  目ないし 4 行目 3 8 文字  目, 1 6 頁「調査結果」欄  1 行目ないし最終行, 1 7  頁「調査結果」欄 1 行目な  いし最終行, 1 8 頁「調査  結果」欄 1 行目ないし最終  行, 2 0 頁「専門医の意  見」欄 6 4 行目 1 2 文字目  ないし 6 6 行目 1 7 文字目  及び 6 7 行目 3 5 文字目な  いし 7 0 行目 1 4 文字目,  2 1 頁 2 2 行目 4 9 文字目  ないし 2 4 行目 2 文字目及  び 2 6 行目 3 文字目ないし  5 0 文字目並びに 2 4 頁  「事業場（所属部署）内  における当該労働者の位置づ  け」欄の不開示部分（請求  人に係る部分及び様式部分  を除く。）</p>			
		<p>③ 1 6 頁「認定事実」欄 2  行目 3 1 文字目及び 3 4 文  字目, 2 1 頁 6 5 行目 4 1  文字目及び 4 4 文字目, 2  4 頁「事業場（所属部署）  内における当該労働者の位  置づけ」欄のうち様式部分  の括弧内の 4 行の記載及び  「請求人の左にある○印  欄」, 2 4 頁「事業場以外  における当該労働者との相</p>	<p>新たに開示</p>		

			関図（家族・友人等）」欄 の不開示部分並びに25頁 「（労働時間の推計方 法）」欄の3行目32文字 目ないし37文字目				
2	休業補償請求書等	3	1頁医師印影部分	○			全て開示
3	聴取書 ①		-				
4	聴取書 ②		-				
5	聴取書 ③		-				
6	電話聴取書①		-				
7	電話聴取書②		-				
8	聴取書 ④	4	①1頁3行目3文字目ないし最終文字，4行目3文字目ないし最終文字，5行目7文字目，8文字目，10文字目，12文字目，13文字目，16文字目，17文字目	○			
		5	②1頁8行目ないし4頁13行目（項番を除く。）	○		○	
			③1頁5行目5文字目，6文字目，9文字目，11文字目，14文字目，15文字目，18文字目及び19文字目	新たに開示			
9	聴取書 ⑤	6	①1頁2行目3文字目ないし最終文字，3行目3文字目ないし最終文字，4行目3文字目ないし最終文字，5行目7文字目，8文字	○			

			目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目				
		7	②1頁8行目ないし4頁18行目(項番を除く。)	○		○	
			③1頁5行目5文字目, 6文字目, 9文字目, 11文字目, 14文字目, 15文字目, 18文字目及び19文字目	新たに開示			
10	電話聴取書③	8	①1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目	○			
		9	②1頁7行目ないし16行目(項番を除く。)	○		○	
			③1頁4行目5文字目, 6文字目, 9文字目, 11文字目, 14文字目, 15文字目, 18文字目及び19文字目	新たに開示			
11	聴取書⑥	10	①1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目	○			
		11	②1頁6行目11文字目ないし20文字目及び8行目ないし3頁20行目(項番を除く。)	○		○	

			③ 1 頁 5 行目 5 文字目, 6 文字目, 9 文字目, 1 1 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目, 1 8 文字目及び 1 9 文字目	新たに開示		
1 2	電話聴 取書④	1	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目	○		
		2				
		1 3	② 1 頁 8 行目ないし 1 9 行目 (項番を除く。)	○		○
			③ 1 頁 5 行目 5 文字目, 6 文字目, 9 文字目, 1 1 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目, 1 8 文字目及び 1 9 文字目	新たに開示		
1 3	聴取書 ⑦	1	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 5 文字目, 6 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 3 文字目, 1 4 文字目	○		
		4				
		1 5	② 1 頁 6 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目及び 8 行目ないし 4 頁 2 行目 (項番を除く。)	○		○
			③ 1 頁 5 行目 7 文字目, 9 文字目, 1 1 文字目, 1 2 文字目, 1 5 文字目及び 1 6 文字目	新たに開示		



1 4	聴取書 ⑧	1 6	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 10 文字目, 12 文字目, 13 文字目, 16 文字目, 17 文字目	○			
		1 7	② 1 頁 6 行目 10 文字目ないし 19 文字目及び 8 行目ないし 4 頁 9 行目 (項番を除く。)	○		○	
			③ 1 頁 5 行目 5 文字目, 6 文字目, 9 文字目, 11 文字目, 14 文字目, 15 文字目, 18 文字目及び 19 文字目	新たに開示			
1 5	電話聴 取書 ⑤	1 8	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 11 文字目及び 12 文字目	○			
		1 9	② 1 頁 8 行目ないし 2 頁 17 行目 (項番を除く。)	○		○	
			③ 1 頁 5 行目 5 文字目ないし 10 文字目, 13 文字目及び 14 文字目	新たに開示			
1 6	電話聴 取書 ⑥	2 0	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字	○			
		2 1	② 1 頁 6 行目ないし 8 行目 (項番を除く。)	○		○	
1 7	電話聴 取書 ⑦	2 2	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字	○			

		2 3	② 1 頁 6 行目ないし 1 7 行 目（項番を除く。）	○		○	
1 8	労 災 保 険 給 付 請 求 に 係 る 資 料 の 提 出 に つ い て（ 依 頼） 等		-				
1 9	労 災 保 険 給 付 請 求 に 係 る 資 料 の 提 出 に つ い て 等	2 4	① 2 頁「4. 本件に関する 弊社窓口」1 行目 9 文字目 ないし最終文字，2 行目 3 6 文字目ないし最終文字， 3 頁「1. 提出資料」1 0 行目 1 文字目ないし最終文 字，「2. 本件に関する弊 社窓口」1 行目 9 文字目な いし最終文字，2 行目 3 6 文字目ないし最終文字	○			
		2 5	② 1 頁印影部分及び「提出 資料」欄の人数に係る記述 のうち，具体的数字の記載 部分，2 頁印影部分，3 頁 印影部分		○		請 求 人 所 属 グ ル ー プ の 人 員 に 関 す る 不 開 示 部 分
2 0	請 求 人 履 歴 書 等	2 6	1 頁印影部分		○		
2 1	請 求 人 給 与 情 報 等	2 7	印影部分全て		○		
2 2	健 康 診 断 結 果 票	2 8	① 1 頁ないし 3 頁医師印影 部分	○			
		2 9	② 1 頁法人印影部分		○		

2 3	会社案内①		-				
2 4	職制表等	3 0	① 1 頁及び 1 4 頁の事業場印影部分		○		
		3 1	② 2 頁ないし 1 4 頁の不開示部分		○		2 頁の役職及び氏名欄
			③ 1 頁の事業場印影部分を除く不開示部分	新たに開示			
2 5	会社沿革	3 2	1 頁印影部分		○		
2 6	従業員内訳表	3 3	① 1 頁印影部分		○		
		3 4	② 不開示部分全て（①を除く）		○		
2 7	規程等①	3 5	① 6 0 頁個人印影部分	○			
		3 6	② 事業場印影部分及び事業者代表，労働者代表印影部分		○		
			③ 上記①及び②以外の不開示部分	新たに開示			
2 8	採用上申書等	3 7	① 1 頁常務，役員印影部分，取締役氏名部分，9 頁「役職・氏名」2 行目ないし 3 行目，印影部分	○			
		3 8	② 1 頁事業場印影部分，1 0 頁事業場印影部分		○		
		3 9	③ 9 頁考課履歴欄		○		
			④ 1 頁の「取締役」の役職記載部分，9 頁の役職・氏名の記載のうち，特定会社名	新たに開示			
2 9	会社案内②		-				

3 0	組織表 ①	4 0	①不開示部分全て（役員職 氏名，本人氏名部分を 除く。）		○	1 頁の 2 行目 （組織表の標 題）， 1 5 行 目 3 文字目な いし 7 文字 目， 1 6 行目 6 文字目ない し 9 文字目， 1 7 行目 1 1 文字目ないし 1 3 文字目， 1 9 行目 5 文 字目ないし 1 2 文字目及び 1 5 文字目な いし 最終文 字， 2 頁の 1 行目 （組織表標題 部分）， 1 9 行目 1 文字目 ないし 5 文字 目， 2 0 行目 1 文字目ない し 1 2 文字 目， 2 2 行目 1 文字目ない し 1 5 文字 目， 3 頁の 1 行目 （組織表標題 部分）， 2 1 行目 1 文字目 ないし 5 文字 目， 2 2 行目 1 文字目ない し 1 5 文字
--------	----------	--------	------------------------------------	--	---	---

							<p>目， 2 4 行目  1 文字目ないし 1 5 文字目，  4 頁の 1 行目  （組織表標題部分）， 2 1 行目 1 文字目ないし 5 文字目， 2 2 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目， 2 4 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目，  5 頁の 1 行目  （組織表標題部分）， 2 6 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 1 0 文字目ないし 1 6 文字目， 2 7 行目 1 文字目ないし 4 文字目， 2 8 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 1 文字目ないし最終文字，  6 頁の 1 行目  （組織表標題部分）， 2 4 行目 1 文字目ないし 3 文字</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

							<p>目及び10文字目ないし16文字目, 25行目1文字目ないし4文字目, 26行目1文字目ないし5文字目及び8文字目ないし最終文字,</p> <p>7頁の1行目(組織表標題部分), 23行目1文字目ないし5文字目及び12文字目ないし18文字目, 24行目1文字目ないし4文字目及び9文字目ないし15文字目,</p> <p>8頁の2行目(組織表標題部分), 39行目1文字目ないし8文字目, 40行目1文字目ないし11文字目, 46行目1文字目ないし8文字目, 47行目1文字目ないし8</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

							文字目， 5 0 行目 1 文字目 ないし 2 文字 目
			② 役員の職氏名・審査請求 人の氏名部分	新たに開示			
3 1	組 織 表 ②	4 1	① 不開示部分全て（役員職 氏名， 本人氏名部分を除 く。）		○		3 行目（組 織 表 標 題 部 分） ， 3 6 行 目 1 文 字 目 不 足 3 8 文 字 目 不 足 4 1 文 字 目 不 足 最 終 文 字 ， 3 7 行 目
			② 役員の職氏名・審査請求 人の氏名部分	新たに開示			
3 2	規 程 等 ②	4 2	① 1 頁「作成」「審査」 「承認」欄の氏名記載及び 個人印影部分， 5 頁「作 成」「審査」「承認」欄の 氏名記載及び個人印影部分	○			
		4 3	② 1 頁事業場印影部分， 5 頁事業場印影部分		○		

			③ 1 頁 2 行目ないし 6 行目, 「制定・改訂・確認年月日」欄, 版数欄, 特定会社名の記載及び特定労働基準監督署の受付印, 2 頁ないし 4 頁の不開示事項全て, 5 頁 2 行目ないし 6 行目, 「制定・改訂・確認年月日」欄, 版数欄, 特定会社名の記載及び特定労働基準監督署の受付印並びに 6 頁ないし 9 頁不開示事項全て	新たに開示	
3 3	規程等 ③	4 4	① 1 頁「作成」「審査」「承認」欄の氏名記載及び個人印影部分, 1 3 頁「作成」「審査」「承認」欄の氏名記載及び個人印影部分, 3 2 頁「作成」「審査」「承認」欄の氏名記載及び個人印影部分, 3 9 頁「作成」「審査」「承認」欄の氏名記載及び個人印影部分	○	
		4 5	② 1 頁事業場印影部分, 1 3 頁事業場印影部分, 3 2 頁事業場印影部分, 3 9 頁事業場印影部分		○
			③ 1 頁 2 行目ないし 6 行目, 「制定・改訂・確認年月日」欄, 版数欄, 特定会社名の記載及び特定労働基準監督署の受付印, 2 頁ないし 1 2 頁の不開示事項全て, 1 3 頁 2 行目ないし 6 行目, 「制定・改訂・確認年月日」欄, 版数欄, 特定	新たに開示	



			会社名の記載及び特定労働基準監督署の受付印， 1 4 頁ないし 3 1 頁不開示事項全て， 3 2 頁 2 行目ないし 6 行目， 「制定・改訂・確認年月日」欄， 版数欄， 特定会社名の記載及び特定労働基準監督署の受付印， 3 3 頁ないし 3 8 頁不開示事項全て， 3 9 頁 2 行目ないし 6 行目， 「制定・改訂・確認年月日」欄， 版数欄， 特定会社名の記載及び特定労働基準監督署の受付印並びに 4 0 頁ないし 4 7 頁不開示事項全て			
3 4	時間外労働に関する協定届等	4 6	① 1 頁労働者代表印影部分	○		
		4 7	② 1 頁事業場印影部分， 使用者代表印影部分， 3 頁事業場印影部分， 労働者代表印影部分， 使用者代表印影部分， 4 頁事業場印影部分， 1 1 頁労働者代表印影部分， 使用者代表印影部分		○	
			③上記①及び②以外の不開示部分	新たに開示		
3 5	勤務管理表	4 8	① 4 9 頁ないし 6 0 頁事業場印影部分		○	
		4 9	② 3 8 頁， 4 3 頁， 4 4 頁， 4 9 頁ないし 5 2 頁， 5 6 頁ないし 6 0 頁最下部の不開示部分		○	
			③上記①及び②以外の不開示部分	新たに開示		
3 6	人事考課表	5 0	①事業場印影部分		○	

		5 1	② 1 頁目最終承認者欄， 2 頁目基準内比例比率の左側の不開示部分， 3 頁目不開示部分	○	○		
		5 2	③ 1 頁目不開示部分（最終承認者欄及び事業場印影部分を除く。）， 2 頁目考課関係の欄の不開示部分	○	○		
3 7	医師意見書①	5 3	医師の署名， 印影部分	○			全て開示
3 8	診療カード等	5 4	① 1 頁産業医印影部分， 3 頁署名部分， 5 頁署名部分， 1 3 頁署名部分， 1 5 頁署名部分， 1 7 頁署名部分， 1 8 頁署名， 印影部分， 1 9 頁印影部分， 2 0 頁印影部分， 2 1 頁署名部分	○			
		5 5	②①を除く不開示部分全て	○		○	
3 9	診療録	5 6	① 2 6 頁印影部分	○			
			② 2 5 頁不開示部分				新たに開示
4 0	医師意見書②	5 7	① 3 頁 3 3 行目 1 2 文字目ないし 4 頁 1 行目 3 0 文字目及び 4 行目 6 文字目ないし 8 行目 1 8 文字目並びに 5 頁 1 6 行目 2 5 文字目ないし 1 8 行目 1 8 文字目	○		○	
		5 8	② 7 頁 8 行目 3 3 文字目及び 3 4 文字目		○		
			③ 7 頁 8 行目 3 2 文字目及び 9 行目 1 文字目並びに 8 頁の印影部分				新たに開示

※ 文書番号 3 5 の②は，頁数に誤植があり，当審査会で修正している。